
1. 市域の土地の利用に関する基本構想

1 国土利用計画第 1 次伊豆の国市計画策定の意義

(1) 社会潮流への対応

国土利用計画第 1 次伊豆の国市計画の策定にあたっては、以下のような社会潮流等に対応していくことが求められています。

① 人口減少社会の到来、少子高齢化の進行

今後、本格的な人口減少社会を迎えるとともに、少子高齢化が一層進むことが想定されています。

② 環境問題の深刻化

日常の市民生活や経済活動等の都市活動が一因となって、地球温暖化やオゾン層の破壊等、地球環境の悪化が深刻化しています。

③ 人々の価値観の多様化

人々の価値観は大きく変化しており、安全・安心、環境や美しさ、文化に対する関心が高まっているとともに、居住のあり方も多様化しています。

④ 多様な主体によるまちづくり

地方分権の進展や厳しい財政環境、市民意識の高まり等により、まちづくりにおいても市民や地域、NPO 等の果たす役割が大きくなりつつあります。

(2) 伊豆の国市の将来像の実現

伊豆の国市は、平成 17 年 4 月に伊豆長岡町、韮山町、大仁町の 3 町が合併して誕生しました。

平成 19 年 3 月には、平成 28 年度を目標とする総合計画が策定され、目指すまちの将来像を「自然を守り、文化を育む、魅力ある温泉健康都市」と定め、市全体が一体となった新しい都市づくりを展開しています。

国土利用計画第 1 次伊豆の国市計画は、伊豆の国市の将来像を実現するために、土地利用の指針として策定するものです。

2 土地利用の基本方針

土地は、現在及び将来において有限な資源であり、生物の生息の基礎をなすものであるとともに、生活や生産のための共通基盤です。

そのような点を踏まえ、個性豊かで活力に満ち、秩序ある都市形成が図られるよう、次のことに重点をおいて、長期的な展望のもとに総合的かつ計画的な土地利用を行うものとします。

(1) 安全で安心な土地利用を進めます

予想される東海地震や大雨等による被害を最小限に食い止めるため、森林資源の確保・保全や河川の改修等により、水害等の災害に対する安全性の向上を図ります。

また、豊かな自然を守るため、自然環境を重視し、自然との共生により、市民が安全で安心できる土地利用を進めます。

(2) 公共の福祉を優先した土地利用を進めます

市民生活の環境向上を図るため、公共の福祉を優先した土地利用規制に基づく適正な誘導や生活基盤の整備等を進めます。

(3) 豊かな地域資源を生かした土地利用を進めます

田園風景や温泉、森林などの資源は、郷土への愛着を育む大切な要素でもあります。

より一層地域への愛着を育むため、地域資源を後世に引き継ぐとともに、生産や交流、生活の場等として活用していくなど、豊かな地域資源を生かした土地利用を進めます。

(4) 自立と広域における役割を高めるための土地利用を進めます

地方分権が進み、地域の自主決定力が求められる中で、本市の主体性を高め、市全体が一体となった都市づくりを進めていくため、市民や事業者、行政が互いに協力し合う、協働による土地利用を進めます。

また、市民の生活圏の拡大や交流機会の増加が予想される中で、道路や河川整備、産業拠点の形成等、広域的な視点に立った機能配置に配慮するなど、広域における役割を高めるための土地利用を進めます。

3 利用区分別の土地利用の基本方向

土地の利用区分は、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地及びその他とし、区分別の基本方向は次のとおりとします。

(1) 農用地

農用地については、生産機能のみならず、災害防止や郷土景観形成機能等の公益的機能の維持・向上を図るため、集团的農用地や土地基盤整備事業の受益地を中心とした優良農用地を確保、保全します。

また、農用地は、良好な緑地空間として地域環境の保全に重要な役割を果たすとともに、人々の交流の場としての役割も期待できることから、地域特性を踏まえ、多面的な機能発揮に配慮します。

(2) 森林

森林については、水資源涵養や土砂流出防止、生活環境の保全、保健休養等の公益的機能の維持・向上を図るため、健全な森林資源を確保、保全します。

また、市民等が森林に親しめるよう、生態系の保護に配慮しながら森林資源の有効利用を進めます。

(3) 原野

原野については、適正な土地利用を図り、低未利用地としての原野の発生を防止します。

(4) 水面・河川・水路

ため池等の水面については、農業の用に供するばかりではなく洪水調節及び憩いの場としても重要な役割を果たすことから、必要な整備と適切な管理を行います。

河川については、水害に対する安全性の向上や自然環境の保全、水の利用、憩いの場の確保等、河川が持つ様々な機能の維持、向上のため、整備や管理を適切に行います。

農業用の水路については、農業生産の向上を図るため、必要な整備と適切な管理を行います。

水面、河川、水路の整備にあたっては、水辺が持つ良好な環境や景観の保全に十分配慮します。

(5) 道 路

国道や県道、市道等の一般道路については、広域・地域経済の発展、道路交通の円滑化、快適な生活環境の形成及び都市防災機能の強化等を図るため、幹線道路や補助幹線道路、生活道路のそれぞれが担うべき機能に合った整備を進めます。

農林道については、農林業の生産性の向上、省力化及び農用地や森林の適正な管理を図るため、必要な用地を確保し、整備を進めます。

(6) 宅 地

① 住宅地

住宅地については、人々の生活様式の変化等に対応した良好な住宅地を形成するため、無秩序な市街地の拡大を防止しながら新規の住宅用地を確保するとともに、既存の住宅地の環境改善を図ります。

② 工業用地

工業用地については、活力ある産業振興等を図るため、社会・経済の動向、周辺土地利用との調和、環境の保全及び市域の効率的土地利用等に配慮しながら、計画的に確保します。

③ その他の宅地

鉄道駅や温泉街等の周辺一帯については、にぎわいの創出等を図るため、商業・業務地、また観光地としての環境整備に努めるとともに、適切な施設立地を誘導します。

文教施設、厚生福祉施設、スポーツ施設等の公用・公共施設用地については、市民福祉の充実等を図るため、市民の需要や利便性、自然環境との共生、既存施設の有効利用等に配慮しつつ、計画的かつ効果的に整備を進めます。

(7) その他

公園緑地、交通施設、レクリエーション施設及び供給処理施設用地については、市民生活の利便性、快適性の向上等を図るため、市民の需要等に配慮しつつ、必要な用地を確保します。

市内に存在する文化的、歴史的遺産については、個性ある文化の育成や伝承を図るため、その保全、活用に努めます。

その他、低未利用地等については、周辺土地利用等との調和に配慮しながら、有効利用を進めます。